

産業文化会館解体・隣地民間ビル買収費 20 億円のムダ使いの 差し止めを求める住民訴訟提起にあたっての声明

2014 年 3 月 13 日

不当な公金支出ストップ！

産業文化会館解体・不要な花畑広場のムダづかいをただす会

共同代表 菅井幸夫

池田義一

地下幸子

山本寛幸

市民のみなさん

私たちは、本日 3 月 13 日、熊本地方裁判所に、「産業文化会館解体・民間 2 棟ビル用地買収」の約 20 億円の差し止めを求める住民訴訟を提起しました。私たちが熊本市政で最多の 2787 名で行った住民監査請求は残念ながら「棄却」となりました。

私たちは、結果に納得することができず、緊急学習会を開催し、監査請求の結果について検討し、住民訴訟を提起することにしました。監査請求の結果を受けて 30 日以内という短い期間でしたが、542 名の原告団で住民訴訟を闘うことにしました。

裁判では、幸山市長を被告に、私たち市民は、「産業文化会館解体・花畑広場構想」の違法性を明らかにし、産業文化会館解体・2 棟民間ビル買収の差し止めを求めます。

裁判では、以下 3 点の違法性を問います。

- ① 耐用年数を 50 年以上残した産業文化会館を取り壊すのはムダ使いであり、地方財政法 8 条 1 項に違反する。

- ② 産業文化会館の改修費用が概ね 20 億円かかることを理由に廃止を決める一方で、広場整備に屋根を付けるフル規格で 40 億円もかけることは、地方自治法 2 条 14 項に違反する。
- ③ 花畑広場構想は、耐用年数の残る産業文化会館を解体するとともに著しく経費がかかる計画であるにもかかわらず、議会・市民への説明がなされていないなど、内容・手続の両面で極めて不誠実な計画であり、地方自治法 138 条の 2 に違反する。

市民のみなさん

産業文化会館は、市民の大切な財産であり、700 人の中規模ホールや研修室、和室などをもち、年間約 30 万人もの利用者がおり、中心市街地の賑わいにも大きく貢献してきました。フル規格で 40 億円もかける花畑広場構想は、熊本市から一方的に出されたものであり、市民の要望ではありません。

まだ、間に合います。産業文化会館の解体は始まったばかりで、本格的な解体は、これからです。また、2 棟民間ビル買収や隣の駐車場の買収は行われていません。

私たちは、産業文化会館を耐震改修して存続させることを心から願っています。そして、市民の税金は、高い国民健康保険料の引き下げ、子どもの医療費中学 3 年生まで無料化、小・中学校へのエアコン設置、住宅リフォーム助成制度実現など身近な暮らし・福祉・教育のために使って欲しいと願っています。

市民のみなさん！

私たちの裁判に、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。